

別紙 4

施設の改築、修繕等の実施区分

甲：市教育委員会 乙：指定管理者

区 分	項 目	内 容	実施区分		実施区分の考え方
			甲	乙	
運動場	資本的支出 及び見積額 100 万円以上 の修繕(志木市 武道館・夜間照 明施設は 20 万 円以上)		○		これらの費用が伴うものについて、原則として甲が実施するが、乙は、必要があれば甲の承認を得て、実施することができる。
	見積額 100 万 円未満の修繕 (志木市武道 館・夜間照明施 設は 20 万円未 満)			○	本来の効用持続年数を維持するために支出される費用であるため、乙が実施する。
建物	改築又は 大規模修繕	躯体、基礎 軸組等の取 替	○		建築基準法施行令第 1 条に規定する「構造耐力上主要な部分」については、所有者である甲が必要に応じて実施する。
	上記以外の 改築	軽易な改築		○	乙は、改築した部分についての権利を将来にわたって主張しないことを条件に実施する。
	見積 100 万円 未満の修繕(志 木市武道館・夜 間照明施設は 20 万円未満)	(模様替え を含む)		○	本来の効用持続年数を維持するために支出される費用であるため、乙が実施する。

区 分	項 目	内 容	実施区分		実施区分の考え方
			甲	乙	
構築物	新設等		—		構築物の新設等については、必要に応じて甲と乙で協議する。
	資本的支出 及び見積額 100 万円以上 の修繕（志木市 武道館・夜間照 明施設は 20 万 円以上）		○		これらの費用が伴うものについては、原則として甲が実施するが、乙は、必要があれば甲の承認を得て、実施することができる。
	見積額 100 万 円未満の修繕 （志木市武道 館・夜間照明施 設は 20 万円未 満）	（模様替え を含む）		○	本来の効用持続年数を維持するために支出される費用であるため、乙が実施する。
機械装置	新設等		—		機械装置の新設等については、必要に応じ甲乙者で協議する。
	資本的支出 及び見積額 100 万円以上 の修繕（志木市 武道館・夜間照 明施設は 20 万 円以上）		○		これらの費用が伴うものについては、原則として甲が実施するが、乙は必要があれば甲の承認を得て、実施することができる。
	見積額 100 万 円未満の修繕 （志木市武道 館・夜間照明施 設は 20 万円未 満）			○	本来の効用持続年数を維持するために支出される費用であるため、乙が実施する。
備品等	1 件の見積 額 20 万円 未満の購入			○	1 件 20 万円以上の工具器具備品を購入する場合には、甲乙で協議する。
	修繕			○	